

ベーシック・インカムの理論と実践：日本の社会政策の場合

武川, 正吾 / Takegawa, Shogo

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

634

(開始ページ / Start Page)

16

(終了ページ / End Page)

28

(発行年 / Year)

2011-08-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008762>

ベーシック・インカムの理論と実践

——日本の社会政策の場合

武川 正吾

はじめに

- 1 BIの定義と注釈
- 2 BIと必要原則
- 3 00年代におけるBIの受容
- 4 BI以前にやるべきこと

はじめに

2010年3月27日、ベーシック・インカム日本ネットワーク（BIJN）が京都で設立され、これを記念して同志社大学でシンポジウムが開催された。基調報告は、英国バース大学教授で経済保障が専門のガイ・スタンディング（Guy Standing）氏が行った。同氏は、本人のホームページによると、ケンブリッジで学位（PhD in economics）を取得した後、ILOの労働市場政策や社会保障政策の部門で活躍し、とくに1999年6月から2006年3月までは「社会保障経済プログラム」の責任者の地位（Director）にあったという。また、同氏は、ベーシック・インカムの普及をめざすBIEN（Basic Income Earth Network）の創設者の一人として知られており⁽¹⁾、同氏の来日の目的は、ベーシック・インカムの考えを日本でも普及させることにもあったと思われる。

このシンポジウムには私も討論者として参加した。日本国内では比較的早い段階——遅ればせながら日本でもネオリベリズムの政策が本格的に始まろうとしていた小泉内閣の時期——に、ベーシック・インカムについて紹介したことがあったため（武川、2001：269）、会議の主催者から白羽の矢が立ったのだと思う。このシンポジウムの後、2010年8月19日、韓国の高麗大学でベーシック・インカムに関するセミナーが開催され、そこに呼ばれた。そして、ソウルで再びスタンディング氏と同席することになった。スタンディング氏はベーシック・インカムについて原理的な話をし、私の方はベーシック・インカムをめぐる日本の状況、つまり、いつごろからベーシック・イン

(1) 設立当初のBIENは、Basic Income European Networkの略称だったが、ヨーロッパだけでなく地球規模で普及させるとの趣旨から、BIENの略称はそのまま残しながら、正式名称は現在のものに改められた。ちなみに冒頭のBIJNは、日本におけるBIENの対応グループである。

カムという考えが知られるようになり、どのような研究が行われ、政治の場ではどのような議論がなされるようになったかについて、私の知りうる限りで紹介した。本稿は、上記3月のシンポジウムでの私の発言を踏まえながら、この8月のセミナーの講演原稿に大幅加筆（とくに1節と2節）したものである。

ベーシック・インカムの名称について、本稿では、以下すべてBIと記すことにしたい。当初、カタカナ語を濫用するのは好ましくないとの一般的な理由から、私自身は、BIについて「基本所得」（あるいは「基礎所得」という訳語を当てていたことがあった。しかし、これらの訳語はその後、必ずしも定着せず、一般にはカタカナ語の方が使われてきた。また「基本所得」や「基礎所得」と日常語的に過ぎて、BIの考えの新しさが失われる懸念もある。そこで、ある種の「異化効果」をねらって、私もベーシック・インカムという言葉を採用するようになった（武川，2008，2009b）。とはいえ、カタカナ語のままだと表記が煩わしいところもあるため、BIという略称を用いることにした。これなら異化効果も維持できるだろう。

1 BIの定義と注釈

BIの定義については、冒頭のBIENによるものが著名である⁽²⁾。本稿もひとまずこれを踏襲する。すなわちBIとは、

全員に対して、個人をベースに資力調査や就労要件なしに、無条件に与えられる所得

のことである。

この定義には、日本の社会政策や各国の社会政策に即して考えると、次の四つの含意があると思われる。

- (1)「個人をベース」ということは、日本の生活保護などとは違って、世帯単位ではなくて個人単位で支給されるということを意味する。日本の社会保障制度も中長期的には（非常に緩慢ではあるが）「世帯単位から個人単位へ」と個人化の方向に制度の基本単位が変化してきている。BIはこの方向を究極の姿にまで追求していったものといえる。
- (2)「資力調査なしに」というのは、「無条件に」という内容を特定化したものであり、他に所得があるかないかにかかわらず支給されるということを意味する。つまりBIは、この点で、日本の生活保護制度における「補足性の原理」を否定する。これは普遍主義の主張としてわかりやすい。しかし、他方で、BIは所得制限なしに高所得層にも支給される、という点にも注意する必要がある。現在の日本では、子ども手当に所得制限を入れるか否か（あるいは旧児童手当制度を復活させるか否か）が焦点となっているが、上述のBIの定義はこうした「所得制限」も否定する。最低所得がまず全員に保証され、それを超える分については、本人の努力・能力・運と市場に委ねられる、言い換えるとレッセフェールというのが、BIの基本的な発想である。

(2) <http://www.basicincome.org/bien/aboutbasicincome.html>, 2011/04/01

(3) 「就労要件なしに」というのは、「無条件に」ということのもう一つの特定化である。BIは、働いているか否かにかかわらず、また、働いていない場合には、働く意思があるか否かにかかわらず支給されるということである。1980年代以降のネオリベリズムの時代のなかで、社会政策の世界では、国際的にワークフェアの考え方が主流となってきた（埋橋，2007）。就労しない場合は給付を打ち切る、福祉から就労へ、就労している場合には給付を優遇する、等々、具体的には様々な形態がありうるが、就労と社会保障給付を結びつけようとしている点で、それらは共通であった。BIは、こうした所得と就労の結合を切り離し、ワークフェアの考え方を否定する。

近年、わが国でも給付付き税額控除の導入をめぐる議論が行われており、民主党は2009年の総選挙のときのマニフェストの政策集で「給付付き税額控除制度の導入」をうたった（『民主政策集INDEX 2009』）。給付付き税額控除それ自体は、BIの発想と重なるところもある。税の還付によって最低所得の保証をしようとするものだからである⁽³⁾。しかし勤労所得税額控除（EITC）のように、勤労所得のある貧困世帯に限定した還付＝給付は、ワークフェア政策の一環というべきであり、BIのこの「就労要件なしに」という規定とは両立しない。その意味で、BIと勤労所得税額控除とは相容れない（ちなみに後者は、その是非は別として、現行の生活保護の無差別平等の考え方とも異なる）。

また「就労要件なしに」ということは、極言すると、BIは怠け者にも支給される、ということになる。この帰結は、多くの人々の「常識」にとっては受け入れがたいものである。このため、BIが道徳的に正当化できるか否かについて、これまで多くの議論がなされてきた（Fitzpatrick, 1999）。BIが世論に受け入れられるためには、この問題をクリアしなければならない。とはいえ、この問題をめぐる主要な論点はすでに出尽くしており、主として日本におけるBIの理論と実践をとりあげようとする本稿では、ここには立ち入らないことにする。

(4) 上記の定義では「全員に」となっているが、この点の含意についても考えてみる必要がある。従来、BIは無条件で提供されるにしても、それは市民権をもったひとに対してであると考えられることが多かった（イギリスではBIが「市民所得」と呼ばれてきた）。この場合の市民権は、国籍などの「形式的市民権」というよりは、合法的な居住にもとづく「実質的市民権」である。しかし形式的であれ実質的であれ、市民権をもたないひとがBIから排除されることには変わりがない。合法的でない滞在者や、外国に住む外国人に対しては、BIは給付されないということが、暗黙のうちに前提されてきたように思われる（私もあるときまで、そのように考えていた）。とはいえ資力調査や就労要件が外されるならば、市民権という要件も外してよいのではないかと考えるのは自然の理である。あるいは「地球市民権」（Global citizenship）という立場に立てば、現在

(3) ただし、納税申告書を提出しない場合は還付＝給付が行われない、という問題がある。また、毎月（ないし毎週）の支給ではなく、年に一回、事後的に還付されるということで人々の生活が円滑に営めるのか否かも疑問である。これらの点は、社会保障の給付と税制の控除とで、どちらが優れているかを考える際に斟酌されるべき論点だと思われる。残念ながら、この種の論点は、管見の限りではあまり論じられていない。財政の視点からはまったく同じであっても、生活の視点からはまったく異なる場合もあるだろう。

の国民国家システムを前提とした市民権にこだわる必要はなくなる。さらにはBIを市民としての権利というよりは、人としての権利であると考えれば、この種の問題も消えてしまう。「全員に」ということを突き詰めて考えていくと、実現の可能性があるか否かということは別として、論理的には市民権という要件も外すことになるだろう。

上記のBIENによるBIの定義は非常に理念的である。したがって、あすからただちにこれを実現するというわけにはいかない。それは財政的に可能か否かということ以前に、業績原理が信奉されている社会のなかで (Offe, 1976), BIの考え方そのものが、どれくらい人々のあいだで受け入れ可能かという問題があるからである。

しかし現行の社会保障制度のなかにもBIと共通するものを部分的に取り入れたものは存在する。社会手当やデモグラントと呼ばれる、特定のカテゴリーに対して資力調査なしに普遍主義的に支給される給付である。家族手当、介護手当、障害をもつ人に対する手当などがそこに含まれる。日本の場合、2010年に、唯一、子ども手当が純粋な(普遍主義的な)形の社会手当として導入されたが、本稿を執筆している現在(2011年4月)、^{パワーゲーム}政局がらみですでに存亡の危機にある(半年間は施行が延長されたが、10月以降は、廃止されるかもしれない)。

また、これまで過去になされてきたBIに関する政策提言のなかにも多様なものが含まれる。例えば、フィッツパトリックは給付額の水準によって「完全BI」(十分に生活ができる水準)、「部分BI」(生活していくにはBI以外の所得が必要となる水準)、「過渡的BI」(完全BIと部分BIへの過渡的なもの)といった分類を行っている(Fitzpatrick, 1999: 43)。また彼によれば、BIの無条件性という要件を緩和すると、「負の所得税」や「給付付き税額控除」もBI的なものと見なすことができるようになる。

BIENによるBIの定義は、これらの現在すでに存在している社会給付や、これまで提案されている社会保障プログラムが、そこからどれくらい離れた位置にあるのかを測るための一つの基準を提供する、という点で重要である。本稿でもそのようなものとして利用したい。

なお、ここで「一つの」というのは、次節の「私の立場」ということにも関係してくるが、BIが社会政策を評価するさいの唯一最善の基準であるとは考えていないからである。社会保障プログラムは多様な観点から評価されるべきであるが、上記BIENによるBIの定義は、そのなかの有力な基準の一つであると思われる。

2 BIと必要原則

BIに対する私の立場

BIについて比較的早い段階での紹介者だったということや、BIについての編著を出したことなどの事情が重なって、私自身がしばしば積極的なBI論者だと見なされることがある。また冒頭のシンポジウムでも、司会者から、BIについて私自身が賛成なのか反対なのかを問われた。したがってBIに対する私の立場を、このさい明らかにしておくのが良いと思われる。あらかじめ箇条書きで記しておくのと次のようになる。

- ・BIは社会政策のツール（道具）の一つである。
- ・必要原則がBIに優先する。
- ・良いBIと悪いBIがある。
- ・BIは政策パッケージのなかでしか評価することができない。

私にとってのBIは、それ自体が目的ではなくて、数ある社会政策のツールのなかの一つである。社会政策は多様な領域（雇用・所得保障・保健・医療・福祉・住宅等々）に及んでおり、その給付も現金と現物の双方がある。また社会給付ではなく社会規制によってわれわれの生活が守られている局面も多い（例えば、労働基準法、男女雇用機会均等法など）。BIは、これら広範な社会政策の領域のなかの所得保障（income maintenance）という限定された分野における、一つのツールである。現在の所得保障政策の世界で主流となっている社会保険と公的扶助の組み合わせに対する代替案が、BIということになる。

ツールとしてのBI

このためBIは、所得保障以外の社会政策に対しては中立的（極言すると無関心）である。

現行の社会保障制度の現金給付（と税制における諸控除）はもちろんのこと、現物給付に関してもそれらをすべて廃止して、BIに一本化すべきだという意見はありうる。完全BIのように給付水準が十分であれば、リスクや緊急の必要に対しては個人の判断で貯蓄や保険によって備えることができる。この場合、BIを、保険をかけて将来の安心のために用いるか、現在の消費を楽しむかは、本人の選択の自由ということになる。リバタリアンだったら、このように議論するだろう。もちろん純粋なリバタリアンは所得再分配を認めないであろうから、そもそもBIの存在を認めないかもしれない。しかし、ハイエクやフリードマンがそうであったように、最小限の所得再分配を容認するとしたら、リバタリアンにとってのその形態は、BIが望ましいということになるはずだ。使途が特定化されている現物給付と違ってBIは、個人の消費選択の自由を最大限尊重することになるからである。

しかし他方で、医療・福祉・教育など現行の現物給付の制度の存続を前提としながら、BIを導入するという考え方もある（リバタリアン型のBIに対して福祉国家型のBIということができるだろう）。BI支持者のなかではこちらの方が多数派かもしれない。しかしこのように考える場合でも、現行の現物給付の水準を引き上げるか、現状維持のまま据え置くか、あるいは引き下げるか、ということについては一致した意見があるわけではない。BIそれ自身の論理から、現物給付のありかたが導き出されるわけではないからである。BIが所得保障のための保険・扶助のシステムとは相容れないということは言えるにしても、所得保障以外の現物給付を存続するか廃止するか、存続する場合にその形態や水準がどうあるべきか、ということは、BIとは別の基準によって考えるしかない。

また同様のことは社会規制についても当てはまる。BIそれ自身が特定の社会規制のありかたを要請するわけではないからである。権威主義国家でもリベラルな国家でもBIを導入することが論理的には可能である。そこまで極端な話にならない場合でも、労働市場に対する社会規制のありかたとは別にBIを構想することは可能である。解雇規制が強い国でBIを導入することも可能であるし、反

対に、BIを導入して解雇規制を弱めることも可能である。「BIは万能薬ではない」とはよく言われることだが、それは、BIが導入されたときに、①BI以外の現金給付、②現物給付、③社会規制、④税制がどうなるかということが必ずしも決まっていなかったため、BIがどのような効果をもつかということが不明確であるということにもよるだろう。

必要原則の優先

BIが、社会政策のツールの一つにすぎないとしたら、それをどのような目的のために用いるかということが次の問題として重要となる。ここで大河内理論にまで遡って、社会政策の目的に関する議論を蒸し返すつもりはない。ただ、20世紀後半、あるいは20世紀の第Ⅲ四半期以降においては、社会政策が、客観的にみて（その程度がどれくらいかということとは別として）脱商品化の機能をもっているという点については、大方の合意が得られているように思う（私自身は脱商品化のみならず、脱ジェンダー化の機能もあると考えているが、この点については、どの程度の合意があるのかわからない）。この点を前提にして考えると、政策論の立場からは、社会政策の目的は人々の必要をみたすことであると言えることができるだろう。生活の再生産にとって必要なものの多くは市場で手に入れることができる。しかし、なかには有効需要の形をとることができずに充足されないものもある。それらの必要のうち、みたすことが正当だと考えられている必要に対して資源を提供することが、社会政策の役割である。したがって、個々の政策は必要原則——必要に応じた分配——の観点から評価することができる。もちろんこれは価値判断である。しかし恣意的な判断・非合理的な判断とは言えないだろう。

このような立場からは、必要原則の方がBIに優先することになる。BIは所得保障のツールであるから、原則として、どのような目的の所得保障のためにも手段としても用いることができる。分配における貢献原則を補強するためにBIを用いることも可能であるし、必要原則を貫くためにBIを用いることも可能である。リバタリアンの支持するBIというものもありうる。もちろんBIとの整合性が良い目的と悪い目的はあるかもしれない。しかし道具の価値を決めるのは目的の方であって、道具それ自体ではない。このような社会政策の目的は必要の充足にあるとの立場からは、必要原則を貫くうえで（当該の）BIが有効か否かという問いの方が、BI一般に関するものより重要である。

BIと必要原則の親和性

それでは必要原則を貫くうえで、BIは有効なのだろうか。この問題については、比例的平等と数量的平等の区別をして考えるのが有益である。後者は、分配の結果が貢献や必要を考慮せずに結果として同量となる事態を指している（武川、2009a：49ff.）。全員に同額の所得を支給するBIは、この数量的平等の考えに従って支給される。これに対して前者は、必要や貢献（場合によっては努力や美德）など個別の事情を配慮してなされる分配の結果である。この場合、同じ必要なら同じ必要として平等に、同程度の貢献なら同程度の貢献として平等に評価されるのが正当であり、その分配の結果は、数量的平等に一致するとは限らない。必要原則は、数量的平等ではなく、比例的平等に属するものであり、その意味では、BIと異なる。

しかし必要原則とBIは矛盾するのかというと、そうではないと思う。それは人間の必要の分散が

一定の限界のなかにあるからである。一つの理由は、人間が生物学的な存在であることに由来する。人間の身長や体重は様々である。しかしヒトという動物のなかでの個体差は、生物界全体のなかで考えれば小さなものである。そうでなければ、そもそも医学という営みは成立しないだろう。もう一つの理由は、人間が社会的な存在であるということに由来する。人間が生きていくうえで必要なものは、社会のありかたによって異なる。そこには文化の相違や、経済発展の水準が大きく左右する。とはいえ、それぞれの社会で必要とみなされる範囲も一定の限界のなかにあることも間違いない。タウンゼントの相対的剥奪の考え方は、社会的存在としての人間が必要とするものの範囲——剥奪感（当然あるべきものがないという感情）を抱かずに済む範囲——についても、それぞれの社会において、所得に換算した形で——閾値として——客観的に決められることを示したものである（Townsend, 1979）。

これに比べると、経済的存在としての人間が市場によって「評価」される「貢献」には相当な格差がある。所得分布は標準正規分布ではなく、（平均よりも突出した高所得者が存在する）対数正規分布に従うと言われている。よく用いられる統計はトップの10%や20%の人々が社会全体の所得のどれくらいの割合を手に行っているかというもので、アトキンソンによると、20世紀の半ばのイギリスではトップ10%が全体の30%前後、アメリカでトップ20%が45%程度であった（Atkinson, 1975: 51-2）。第Ⅲ四半期にいちど縮小した所得格差が、1980年代以降、再び拡大していることはよく知られた事実である。最近の指摘だと、2007年にアメリカの主要企業のCEOは、平均的な労働者の344倍の支払いを受けているという（Francis, 2009）。フォーチュン誌の富豪番付に出てくる富豪の所得や資産についての額からも、推して知るべしである。

このように考えると、必要原則による分配の結果と数量的平等は、完全に一致することはないにしても、相対的にみると近似性があると言えるだろう。少なくとも貢献原則による分配の結果——貢献が正しく評価されているかどうかをいまは問わない——と比べると、必要原則による分配の結果の方が、数量的平等に近い。この点に限ってみると、必要原則とBIの間には親和性がある。あるいは必要原則の立場から考えると、BIは実際の（pragmatic）である。また個別的な事情に応じたきめ細かな必要の判定をおこなっていくさいに生じる可能性のあるエラー（誤差）やパターンリズム（お節介）のことを考えると、実際的な問題としては、詳細な必要判定を行った方が必要原則に近似するのか、BIのように一括で定額の給付をした方が必要原則に近似するのかについては、考慮してみる必要がある（理論的な問題というよりは経験的な問題である）。

善玉BIと悪玉BI

とはいえ両者が完全に一致するわけではない。したがって両者の食い違いが大きくなったらどうすべきか、という問題は依然として残る。あるいはBIは所得保障のツールの一つであると言ったが、このツールが必要の充足とは別の目的のために用いられたら、どう考えるかという問題もある。

これに対しては、良いBIと悪いBIがあると答えるしかないと思う。「善玉BI」と「悪玉BI」という比喩的表現を用いることができるかもしれない。必要原則の立場からすれば、人々が生活するうえで必要を充足することにつながるBIは「善玉BI」ということになるだろう。反対に、そこから大きく逸脱するBIは「悪玉BI」と言えるのではないか。例えば、BI以外の福祉国家の社会政策をす

べて廃止して、しかも、その給付水準が著しく低く抑えられているようなBIは、必要原則の立場からみれば典型的な「悪玉BI」だということになる。これに対しては反対というのが私の立場である。BIについては、一般論として論じるのがむずかしく、それがどのような目的に奉仕するBIかということで、その評価は異なってくるのではないだろうか。

BIの善し悪しを単独で論じることがむずかしいもう一つの理由は、すでに示唆したように、BIは、雇用・医療・福祉・住宅・教育など他の社会政策とのパッケージで考えられなければ、どういう効果を生むかを予測することができない、という点にある。所得保障という点に限ってみた場合でも、所得保障以外の社会政策がどのような状態にあるかによって、望ましいBIの水準は異なってくるだろう。雇用の機会（労働需要だけでなく、職業訓練も含めて）があり、必要なときに医療や福祉を利用することができるようになっているならば、「完全BI」の場合であってもその水準もそう高くはないはずだ。また都市での生活費の主要な部分が住宅費に用いられていることを考えれば、住宅政策がどうなっているかによっても望ましいBIの水準は大きく異なる。これは必要な老齢年金の水準が、医療や福祉など現物給付の水準に依存するのと同じことである。これに対して、福祉国家の他の社会政策を縮小ないし廃止して、これらをBIに置き換えようとする、BIの水準は相当高くないと、人々は安心して生活することができない。

このように所得保障という点に限ってみても、社会政策のパッケージのなかで考えなければ、BIについての善し悪しを判断することはむずかしい。また所得再分配とは異なる観点——例えば、環境、社会関係資本、性別分業、等々——の場合も同様である。

3 00年代におけるBIの受容

前半の5年

日本で最初にベーシック・インカムに関する論文が刊行されたのは2000年のことであり、それは経済学者・小沢修司氏の「アンチ『福祉国家』の租税＝社会保障政策論——ベーシック・インカム構想の新展開」というタイトルの論文だった（小沢，2000）。国立情報学研究所のCiNiiで検索すると、最も古い論文として、この文献がヒットする⁽⁴⁾。その翌年くらいから何人かの研究者の

(4) 個人的な事情を述べると、私自身は、1990年代の終わりのころから言葉としてはベーシック・インカムや市民所得について知っていた。しかし、それが大きな可能性のある考えだということに気づいていなかった。この認識を改める転機の一つとなったのが、小沢氏のこの論文である。当時のもう一つの重要な転機は、一橋大学で2000年12月に開催された福祉国家に関するシンポジウムに出席し（<http://www.soc.hit-u.ac.jp/research/symposium/is2000/program.html>、アクセス日、2011/04/07）、そこで聞いた政治学者クリストファー・ピアソン氏の報告であった。ネオリベリズムが台頭しつつあった当時の日本では、これへの対抗思想ということで、ギデンズらの「第三の道」論がもてはやされていた。これに対して、同氏は、ネオリベリズム・対・「第三の道」という図式は古く、欧州では、ネオリベリズムとの対抗思想としてはBIが重要な潮流になっているといった趣旨の指摘をされたと思う（加藤・渡辺，2002：63-74）。これに対してフロアからは宮本太郎氏がコメントした。なお小沢氏の論文によると、すでに1989年に下平好博氏が「BI構想の新展開」としてタックス・クレジットや「社会配当」を紹介し、1995年には、地主重美氏がアトキンソンの「参加所得」について紹介しているようである。

間で、ベーシック・インカムに関する議論⁽⁵⁾や海外報告⁽⁶⁾についての論文の刊行が続いた。私は社会政策の教科書を2001年に出版しているが(武川, 2001), そのなかでBIに言及した(索引語で5ヵ所)。おそらく学生向けの教科書のなかでBIを取り上げた日本では最初の例だと思う。日本の社会政策学会の春季大会が2003年5月に東京で開催されたとき、シンポジウムのコーディネーターだった私は「新しい社会政策の構想——20世紀的前提を問う」を共通論題として取り上げたが、そのときの一つの柱は、“労働の未来”や“ジェンダー主流化”と並んで《BI構想》であった。これによって社会政策学会の会員の間ではBIの考え方が知られるようになったと思われる(社会政策学会, 2004)。

このように日本のBIは、21世紀に入ってから約10年間の歴史があるが、前半の5年間、社会政策の研究の世界でBIがそれほど主流の考え方となることはなかった。研究者の間でもBIがすぐさま実現可能な政策というよりは、ワークフェアの対極にあるユートピアとしてとらえられることが多かったと思う。就労と福祉の結合の究極の姿がワークフェアであるとする、両者を切断した究極の姿がBIだったというわけである(そこには宮本太郎氏の図式化の影響が大きかったと思われる(宮本, 2002))。ワークフェアは現実となりつつある(あるいはすでに現実である)のに対して、BIは言葉の本来の意味でのユートピア(どこにもない場所)であった。

ましてや一般の人びとの間では、雇用不安こそが最大の問題であり、BIは夢物語であった。2004年10月15日、参議院の本会議で民主党・朝日議員(当時)が小泉首相(当時)に対して、BIを視野に入れた社会保障改革の可能性について質問した。これに対する首相の答えは、次のようなものだった。

「我が国の社会保障制度は、基本は自助と自律であります。この自ら助ける精神と自らを律する精神、これだけでは不十分である、これだけではどうしても立ち行かない人に対しては公的な扶助、あるいはともに助け合う共助、これを組み合わせて個人の責任、そして自助努力を促しておき、この対応のし難いリスクに対して社会全体で支え合う制度が必要だと思っておりますが、御提案の、すべての個人に対して無条件に最低限の所得保障を与えるということについては、私は現在のところ国民的な合意を得ることは難しいと考えております。」(国会会議録)

おそらく当時は政治家や多くの国民の考えもこのようなものだったであろう。

後半の5年

ところが、この5年位の間に状況が大きく変わった⁽⁷⁾。CiNiiという論文検索データベースでBI

(5) 小沢氏の論文のあと2005年までのBIに関する論文は、『自由と保障』の訳者まえがきのなかでリスト化した(Fitzpatrick, T., 1999=2005 : viii)。

(6) 『海外社会保障研究』(国立社会保障・人口問題研究所)の157号(2006年12月)が、BIの特集を組んでいる(ベーシック・インカム構想の展開と可能性)。

(7) 2000年の小沢論文からの刺激もあり、2001年の夏学期に大学院のゼミのテキストとして、フィッツパトリック

を扱った論文を抽出してみると、2010年8月現在、127本がヒットする。そのうち108本は2006年以降に刊行されたものである。また研究者が取り上げるだけでなく、政治家もこの問題に関心をもつようになった。国会会議録⁽⁸⁾によると、2010年8月現在、国会の本会議や委員会でBIが取り上げられた件数は15件あるが、そのうち11件は2008年以降のものである。そして2010年2月26日の衆議院予算委員会における田中康夫議員（新党日本）の質問に対して、鳩山首相（当時）は、次のように答えている（なお8月2日の予算委員会で同じく田中議員が菅直人首相に質問しているが、菅首相は答えなかった）。

「これを拝見すると、夢のような話だなという思いと、それから、先ほどの生活保護に比べて、まず最低は五万円だということの違ひというものもあるのではないかと考えておきまして、いわゆる就労と所得保障というものを切り離して考えるという考え方は一つ現実としてあり得ることかな、そのように思っているところでございます。」（国会会議録）

2010年8月現在、日本の政党のなかでBIを政策として掲げているのは新党日本（与党の国民新党と統一会派）だけである。みんなの党はBIの名称は用いていないが「基礎年金や生活保護を統合した『ミニマムインカム』」の創設を選挙公約に掲げていた。『週刊金曜日』の2009年3月号が各党に実施したアンケートでは、自民党と公明党は検討の予定なしだったが、他の政党は検討中というところが多かった。

またメディアに登場する著名人のなかにも最近BIを支持する人が少なくない。政治家でもある上記の田中康夫氏は、BIの急先鋒として知られる。同氏は『日刊ゲンダイ』（2009年2月5日）で、BIについて「これぞ正に、正しいハイエク・新しいケインズへの実践的パラダイム・チェンジだと僕は考えます」と述べている。かつてネオリベラリズムの旗手だった中谷巖氏も「還付金付き消費税」という一種のBIを提唱している。というのも「ベーシック・インカムは憲法の精神を体現している」からである（中谷、2008：330、332）。山田昌弘氏も、ワーキングプアの問題を解決するための一つとして「セーフティーネットとしての資力調査なしの給付金システム（ミニマム・インカム）」を提唱している（山田、2009：214ff.）。

さらにBIの実現をめざす市民運動も00年代の後半から生まれた。網羅的に把握しているわけではないが、BI要求者組合、BI研究会、その他があり、以上のような時代の雰囲気の中で冒頭のBIJNが創立されたのである。

隆盛の背景

このような日本でのBIの盛り上がりの背景には何があるのだろうか。現在BIを要求している人び

クの『自由と保障』（Fitzpatrick, 1999）をとりあげたが、そのときはまだ若いひとの間でBIが熱気をもって受け入れられるという雰囲気ではなかったように記憶する。それが大きく変化するのは、00年代の後半の5年間においてである。

(8) <http://kokkai.ndl.go.jp/>

との間では必ずしもBIについて統一的な理解がなされているわけではない。BIENが定義しているようなBIとはやや異なる制度を想定している場合も見受けられる。おそらく現在の日本の社会保障制度の機能不全に対する不満が人びとの間に鬱積^はしており、その不満の捌け口がBIの要求となっているのであろう。

1990年以降の20年間、日本は経済的な停滞のなかにある。バブル経済の崩壊という事件が衝撃的であったため、これとの関係でその後の20年間を考える人びとが多いが、じつは日本の生産レジームが90年代以降のグローバル化にうまく適応できていない（また脱工業化に成功していない）ということが、その後の停滞の原因の一つである。その結果、失業と非正規雇用が増え、社会保障制度から排除される人びとが若年層を中心に著しく増加したのである⁽⁹⁾。また、再生産レジームの方でも個人化が進んでいるのだが、日本の社会保障制度がこれにも適応できていない。2000年に介護保険ができて、いくぶん状況は改善されたが、必ずしも十分ではない。このため介護を理由とした殺人事件が後を絶っていない。

このようななかで2009年9月、自民党・公明党から民主党を中心とした政権への交代が行われた。2009年の総選挙のときに掲げられた選挙公約のなかには、BIに発展する可能性のある政策も含まれていた。とくに①所得制限なしの子ども手当と②最低保障年金の導入の提案の意義は大きかった。これらは子ども・高齢者・障害者を対象としたBI的なものとなりうるからである。

しかし政権交代後1年弱の間に民主党政権に対する支持率はジェットコースターのように乱高下した。7月に参議院選挙が行われ、与党が参議院で過半数を獲得することができなかったことから、政権の基盤は揺らいだ。子ども手当はいちおう2010年度からスタートしたが、最低保障年金についてはまだ導入の目途がたっていない。また、参議院選挙の結果、参議院で与野党逆転の状況が生まれたために、子ども手当についても2011年度はどうなるか見通しが立たないという状況が続いた（武川，2011）。2011年4月の時点で、半年間延長することが決まっているが、10月以降どうなるかは見当がつかない。3月に巨大地震が起きたために、なおさらである。

4 BI以前にやるべきこと

日本で、BIに人びとの関心が向かうようになった理由の一つは、社会保障において社会的排除が進んでいるからである（ネオリベリズムの延長で「小さな政府」をめざしてBIを主張するひとも見られる。みんなの党はこの考えに近いだろう）。したがって現在の日本では、BI以前に、あるいはBIが導入される以前に行っておくべき社会的包摂の政策があるように思われる。それを述べて本稿を終わりたい。

第一は、現在の税制における複雑な人的控除のシステムを廃止して、普遍主義的な手当に置き換えることである。所得控除の仕組みが逆進性をもっていることはよく知られている。また、いわゆる「103万円の壁」や「130万円の壁」によって一種の「貧困の罠」が生まれている、との問題も古くから指摘され続けているが、いまだに改まっていない。また、こうした税制や社会保障

(9) 生産レジームと再生産レジームについては、武川（2007：17ff.; 2009a：428ff.）を参照。

の制度が「男性稼ぎ主モデル」を優遇している点についても同様である。税制と社会保障を一体に考えるという立場からは、透明性と公平性という観点から税制は簡素化し、控除は給付に置き換えるべきだろう。

第二に、現在社会保険制度から事実上排除されている非正規労働者・短時間労働者を社会保険制度のなかに包摂することも不可欠である。これによって社会保障制度の一元化が可能となる。かりにBIを導入する場合でも、すべての人びとをカバーした一元的な制度が成立していることが前提となるだろう。

第三は、均等待遇の実現である。日本はまだパート労働に関する均等待遇のILO条約（175号条約）を批准していない。このことが現在の社会的排除を生み出す一因となっている。2009年の民主党の総選挙のさいのマニフェストでは、その批准までは記されていなかったが、少なくとも性別、正規・非正規、派遣労働者・派遣先労働者の均等待遇の実現にはふれていた。ところが2010年のマニフェストでは均等待遇ではなく、均等・均衡と後退した表現となっている。よくマニフェストは財源がないから実現できないと言われる。もちろん当初の財源捻出の見込みが甘かったことは否めないし、そのために約束した政策が実現できないということはある（子ども手当や高速道路の無料化など）。しかし財源が不足しているからではなく、リーダーシップが不足しているから実現できていないものも少なくない（障害のある人の権利条約の批准など）。均等待遇の実現は、BIの有無以前に、新しい日本社会のありかたを実現するうえで不可欠な事項だろう。

第四は、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）である。労働時間の短縮はここ20年来の社会政策における課題であった。しかし、単に男性正規労働者の労働時間を短縮するというだけでなく、男女を問わず、仕事と生活（生産と再生産、あるいは稼得とケア）の調和を達成することが重要である。そのことによって、グローバル化し個人化した世界に適応することが可能となるだろう。

BIを日本でただちに実現することは困難であるが、BIをひとつの基準としながら社会政策の改革を進めていくことは可能である。そのためにもBIについての理論的・実証的な研究が必要である。とくに、これまで提唱されてきたBIに関する理論的な仮説が、どれくらい現実に妥当するのかという点についての実証的研究が、今後ますます重要になるとと思われる。

（たけがわ・しょうご 東京大学大学院人文社会系研究科教授）

文献

- Atkinson, A. B. (1975) *The economics of inequality*, Oxford: Clarendon Press.
- Fitzpatrick, T. (1999) *Freedom and security: an introduction to the basic income debate*, Basingstoke, Hants, Macmillan. (武川正吾・菊地英明訳 (2005) 『自由と保障——ベーシック・インカム論争』 勁草書房)
- Francis, D. R. (2009) "Should CEO pay restrictions spread to all corporations?," *Christian Science Monitor*, March 9 (<http://www.csmonitor.com/Business/2009/0309/p14s01-wmgn.html>, 2011/04/06)
- 加藤哲郎・渡辺雅男編 (2002) 『一橋大学国際シンポジウム 20世紀の夢と現実——戦争・文明・福祉』 彩流社。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2006) 『海外社会保障研究』 (特集・ベーシック・インカム構想の展開と可能性) 157号。
- 宮本太郎 (2002) 「福祉国家再編の規範的対立軸：ワークフェアとベーシックインカム」『季刊社会保障研

究』38巻2号。

中谷巖 (2008)『資本主義はなぜ自壊したのか——「日本」再生への提言』集英社。

Offe, C. (1976) *Industry and inequality : the achievement principle in work and social status*, London : Edward Arnold.

小沢修司 (2000)「アンチ『福祉国家』の租税＝社会保障政策論——ベーシック・インカム構想の新展開」『福祉社会研究』第1号。

社会政策学会 (2004)『新しい社会政策の構想』法律文化社。

武川正吾 (2001)『福祉社会』有斐閣。

武川正吾 (2007)『連帯と承認——グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会。

武川正吾編著 (2008)『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社。

武川正吾 (2009a)『社会政策の社会学——ネオリベラリズムの彼方へ』ミネルヴァ書房。

武川正吾 (2009b)「ベーシック・インカム——働くということが当たり前ではない時代の生活保障」橋木俊昭編『叢書・働くということ① 働くことの意味』ミネルヴァ書房。

武川正吾 (2011)「子ども手当の所得制限」『週刊社会保障』2620号。

Townsend, P. (1979) *Poverty in the United Kingdom : a survey of household resources and standards of living*, Berkeley ; Los Angeles : University of California Press.

堀橋孝文編著 (2007)『ワークフェア』法律文化社。

山田昌弘 (2009)『なぜ若者は保守化するのか——反転する現実と願望』東洋経済新報社。

●「激動」の「今」を読み解く最良のテキスト！
SGCIME(マルクス経済学の現代的課題研究会編) 菊判・三五頁・二四・五五円(税込)

現代経済の解読

グローバル資本主義と日本経済

まえがき
第I部 世界経済の現状
1章 グローバル資本主義の現局面——アメリカ発のグローバル金融危機の意味
2章 世界経済の歩み
3章 戦後ヨーロッパ経済の軌跡——経済統合への歩み
4章 開発の諸相
補章 資本主義経済の歴史的展開——戦間期までの概観
第II部 日本経済の現状
5章 日本経済の歩み
6章 日本の産業構造と日本型経営——日本の生産システム
7章 金融システムの変容と金融の再編——金融規制と金融自由化を中心に
8章 福祉国家の再編——政策と財政
第III部 現代経済・社会の焦点
9章 情報化と経済・社会の変容
10章 エネルギー問題——石油を中心にして
11章 労働と格差の現在
12章 日本の社会保障

●マイクログレートを活用した社会開発プロジェクトの効果と課題
佐藤彰男／I・U・チヨドリ／坂本真司／鳩員耕一著——一九四〇円(税込)

ヴァレツジフォン

グラミン銀行によるマイクロファイナンス
事業と途上国開発
農村貧困層とりわけ底辺の女性たちに収入と社会的交流の機会を与えるグラミン銀行によるヴァレツジフォン・プログラムの現状を調査した共同研究
古賀章一著——A5判・二七〇頁・三九九〇円(税込)

中国都市社会と草の根NGO

草の根NGOは政府とどのような関係を結びどのような公益活動を展開しているのか。中国に発生している市民社会の可能性を探る。
●中国都市社会の構造変動と新しい公共性について検討
法政大学大原社会問題研究所・鈴木 玲編——A判・二七四頁・四四一〇円(税込)

新自由主義と労働

市場原理や規制緩和の諸政策に対抗する動きが国家や社会あるいは企業レベルでどの程度起きているか実証的・理論的側面から分析。
●日本労働ベクトル賞二〇一〇年度受賞
石井知章著——A5判・三四頁・二六五五円(税込)

現代中国政治と労働社会

労働者集団と民主化のゆくえ
民主化への参加プロセスと制度的布置の分析を通して人民共和國成立前後の歴史的パースペクティブから現代中国の政治と労働社会を照射する。

御茶の水書房

〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 電話03(5684)0751
ホームページ <http://www.ochanomizushobo.co.jp/>